

行政監査結果報告書

平成24年度

(補助事業等により整備(取得)された施設、設備、備品の管理状況等について)

佐賀県監査委員

監査第 94 号
平成25年5月29日

佐賀県議会議長 木原 奉文 様

佐賀県知事 古川 康 様

佐賀県監査委員 池田 巧
同 田中 俊雄
同 三竿 博史
同 石丸 博

平成24年度行政監査結果報告書について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第1	監査テーマ	1
第2	監査の目的	1
第3	監査対象	1～4
1	事前調査	1～2
2	監査対象事業及び事業者の選定	2～4
第4	監査の実施	5
1	監査の実施時期	5
2	監査の着眼点	5
3	監査の実施方法	5
第5	指摘事項及び意見	6～10
1	補助事業の実績報告書の内容確認について	6
2	施設等の管理について	6
3	財産管理台帳の整備等について	6
4	補助事業完了後の財産の管理について	7
5	利活用状況の把握及び事業効果の検証について	7
6	財産の処分の制限等の規定の整備について	8
7	委託事業により取得された備品等の取扱いについて	9
8	まとめ	9～10
第6	個別監査結果	11～30
参考		31～33
	佐賀県補助金等交付規則（抄）	31～32
	佐賀県補助金等交付規則の施行について（通知）（抄）	33

第1 監査テーマ

補助事業等により整備（取得）された施設、設備、備品の管理状況等について

第2 監査の目的

補助金は、福祉の向上や経済活動の支援等、一定の行政目的を達成するために交付されるものであり、さまざまな県の政策や施策を推進するうえで重要な役割を担っている。

また、補助金の交付にあっては、必要性や効果の視点から、真に必要な補助金へ重点化し、補助金交付等に要する行政コストの縮減に取り組み、最少の経費で最大の効果を上げることがこれまで以上に求められている。

補助事業の中には、施設、設備、備品（以下「施設等」という。）を整備（取得）するための経費が補助金として交付されるものもあり、これらは、多年にわたり交付の目的に沿って利活用することが求められている。

県の委託事業により取得された施設等においても同様である。

このようなことから、過去の補助事業及び委託事業（以下「補助事業等」という。）により整備（取得）された施設等について、適切に管理されているのか、目的に沿って有効に利活用されているのかなど、総合的に監査を行い、今後の補助事業等の改善に資することを目的とする。

第3 監査対象

1 事前調査

平成20～22年度までの補助事業等（道路、河川、ダム、港湾、漁港、海岸、森林、公園、空港、新幹線、農業農村及び下水道整備に係るものは除く。）により整備（取得）された施設等で、その整備（取得）金額が一件当たり100万円以上で、かつ県費補助金額等が50万円以上のものについて、県立学校及び警察署を除く全所属を対象に事前調査を実施した。

その結果、該当する事業は、70事業（うち委託事業は3事業）であり、各本部別の内訳は次表のとおりであった。

区 分	事 業 数	うち委託事業数
統 括 本 部	4	
くらし環境本部	15	1
健康福祉本部	25	1
農林水産商工本部	20	1
県土づくり本部	4	
経営支援本部	1	
教育委員会	1	
計	70	3

2 監査対象事業及び事業者の選定

前記の70事業の中から、事業の目的、施設・設備・備品の種別、補助・委託の別、各本部間のバランス、事業量等を考慮し、13事業を選定し、監査対象として48事業者を選定した。

各本部別の内訳は、次表のとおりである。

区 分	対象事業数	対象事業者数
統 括 本 部	1	2
くらし環境本部	1	2
健康福祉本部	4	7
農林水産商工本部	7	37
計	13	48

監査対象事業一覧

監査対象所属		監査対象事業	監査対象事業者	
所管部局	所管課	事業の名称	補助事業者	間接補助事業者
統括本部	情報課	佐賀県高度情報通信設備整備事業費補助金	伊万里ケーブルテレビジョン(株)	
			(株)ケーブルワン	
くらし環境本部	循環型社会推進課	佐賀県リサイクル産業育成支援事業	(有)谷田建設	
			(株)篠原建設	
健康福祉本部	障害福祉課 就労支援室	障害者職場実習設備等整備事業	ウメザキシートメタル(株)	
			(有)堀江製パン	
			西九州リネン(株)	
			NPO法人すずらん	
	医務課 地域医療体制整備室	ICT医療連携推進設備整備事業	独立行政法人国立病院機構東佐賀病院	
			佐賀県女性医師等就労支援事業(委託)	国立大学法人佐賀大学(医学部)
農林水産商工本部	新エネルギー課	先導的研究開発支援事業(委託)	国立大学法人九州大学(大学院工学研究院機械工学部門)	
	農産課	新たな米政策対策事業	多久市	西多久地区集落営農組合
			伊万里市	木須東機械利用組合

監査対象所属		監査対象事業	監査対象事業者	
所管部局	所管課	事業の名称	補助事業者	間接補助事業者
農林水産 商工本部	農産課	新たな米政策対策 事業	神崎市	東野ヶ里営農組合
				佐賀県農業協同組 合
			有田町	山本営農組合
	園芸課	魅力あるさが園芸 農業確立対策事業	佐賀市	農業者（2人）
			唐津市	唐津農業協同組合
				上場北部20いち ご組合
			嬉野市	嬉野08防霜施設 利用組合
	玄海町	玄海町ハウスみか ん第14利用組合		
	畜産課	さが畜産自給力強 化対策事業	武雄市	大峠稲わら利用組 合
				武内1711和牛 組合
			白石町	築切わら組合
		福吉和牛繁殖組合		
	水産課	漁業経営構造改善 事業	佐賀玄海漁業協同 組合	
			佐賀県有明海漁業 協同組合	
			佐賀市	佐賀県有明海漁業 協同組合
沿岸漁業振興特別 対策事業		唐津市	佐賀玄海漁業協同 組合	
			小川島漁業協同組合	
林業課	間伐等森林整備促 進対策事業	多久市	佐賀中部森林組合	
		伊万里市	伊万里西松浦森林 組合	

第4 監査の実施

1 監査の実施時期

平成24年11月～平成25年3月

2 監査の着眼点

- (1) 施設等が適切に管理されているか。
- (2) 施設等が補助金の交付の目的に沿って利活用されているか。
- (3) 施設等の利活用の状況は把握されているか。
- (4) 補助事業等の効果が発現しているか。
- (5) 補助金交付要綱等に財産の処分制限など必要な事項が規定されているか。
- (6) 財産処分の手続は適正に行われているか。

などを着眼点とした。

3 監査の実施方法

第3の2により選定した13事業を担当する所属並びに補助事業者及び間接補助事業者から提出された監査資料に基づき、監査委員事務局職員による事務監査を行い、その結果を踏まえ委員監査を行った。

第5 指摘事項及び意見

1 補助事業の実績報告書の内容確認について

補助事業の実績報告書の内容確認で実地に確認されていないものがあった。

佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）第13条では、「報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により」調査するとされているが、「佐賀県補助金等交付規則の施行について（通知）」（昭和53年4月1日付け財第374号総務部長通知。以下「総務部長通知」という。）では、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とされている。

施設等の整備については、補助金の額も大きいことなどから、実績確認については、総務部長通知のとおり、実地に確認をする必要があり、この趣旨を徹底されたい。

2 施設等の管理について

施設等の管理は概ね適切に行われていた。

3 財産管理台帳の整備等について

今回監査を行った事業の中には、整備された施設等の財産管理台帳の作成を義務付けしているものと、していないものがあった。また、作成を義務付けしているものの作成されていないものがあった。

補助事業により整備された施設等については、その利用が長期間に及ぶ。このため、補助事業完了後も適切に管理されるように、補助金交付の条件として補助事業者及び間接補助事業者（以下「補助事業者等」という。）に当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、処分制限期間その他の財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳の整備を義務付け、それを県等も共有し、活用することにより、施設等の管理を徹底することが必要である。

また、整備された施設等には、補助事業で整備されたことがわかるように、ラベル等により取得年度、事業名等を表示することは適切な管理に資すると考えられる。今回、監査を行った補助事業者等においては、概ね適切に表示がされていた。

4 補助事業完了後の財産の管理について

補助事業で整備された施設等については、補助事業完了後も、補助金の交付の目的が達せられるように配慮する必要がある。

このため、補助事業者等は、施設等について、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理することや、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図るべき旨の交付条件を付するとともに、財産の処分制限により、その趣旨を徹底していく必要がある。

今回の監査では、補助事業者等への周知、注意喚起等も行われてはいたが、事業休止等に伴う財産の処分等の報告が遅れた事例が見られたところである。

このため、補助事業者等への周知、注意喚起等の徹底はもちろんのこと、日頃の指導の際の利用状況の確認や抽出による調査、財産処分の制限期間満了の際の確認等により、補助事業完了後も、補助金の交付の目的が確実に達せられるようにしていく必要がある。

5 利活用状況の把握及び事業効果の検証について

補助事業により整備された施設等については、その利活用が長期間に及ぶことから、利活用計画等を策定し、その達成状況を把握するとともに、事業の効果を検証し、計画実現のために補助事業者等を指導していくことが必要である。

総務部長通知では、補助事業の効果の発現が、補助事業終了後一定期間を要するものなど実績報告書提出までに事業効果を適確に把握することが困難な場合は、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握することとされている。

しかしながら、数年間にわたる事業計画等が提出されているにもかかわらず、施設等の利活用状況を把握していないものがあった。また、利活用状況は把握しているものの交付要綱等に提出根拠を規定していないものや事業効果の検証が不十分なもの、設備の一部が十分に利活用されていないものや採択要件で示した条件を満たしていないものがあった。

補助事業の効果を適切に検証するとともに、補助事業者等への指導を徹底されたい。

6 財産の処分の制限等の規定の整備について

補助事業により整備された施設等は、補助事業者等の所有に属するものであるが、「補助金」が「物」に形を変えたものであり、その処分については、一定の制限を加え、補助金の交付の目的に沿って施設等が使用されることを確保するため、規則第22条に財産の処分の制限の規定が置かれ、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを禁止している。

この規定では、処分を制限される財産については、不動産及びその従物のほか、機械及び重要な器具で別に定めるもの、その他補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるものとされ、また、その処分の制限の期間については、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」を参考として、個々の要綱等で定めることとされている。

今回の監査の中で、要綱等に処分の制限の期間が定められていないものがあった。

また、この規則第22条の規定は、補助事業者には適用されるが、間接補助事業者には適用されない。しかし、補助目的を達成するため、間接補助事業者に対しても同様の規制を行うべきであり、その旨交付条件として付す必要がある。

今回の監査の中で、補助事業者への条件が不十分なものや、間接補助事業者への条件が不十分なものがあった。

さらに、間接補助事業者が財産を処分する場合に、補助事業者が承認する際にあらかじめ知事の承認を求めるときや、財産を処分することにより収入があり、その収入の全部又は一部について補助事業者を通じ県に納付させるときは、その旨交付条件として付す必要がある。

これらの基本的な交付条件は要綱等で規定するとともに、適用される交付条件については、交付決定通知書に明記し、補助事業者に周知徹底する必要がある。

所管課にあっては、財産の処分の制限等に関する要綱等の規定が適切なものとなるよう規定を整備するとともに、補助事業者への指導を徹底されたい。

7 委託事業により取得された備品等の取扱いについて

委託事業により取得された備品等について、県に帰属させる範囲や、委託事業終了時の取扱い等、財産の管理上必要な事項は、個々の委託契約で定めることになる。

現在、その取扱いについては、所管課の判断で行われているため、備品の所有権の帰属を契約書に定めていないものや県に帰属させる財産の範囲に違いがあった。

事務処理の適正を期すため、県に帰属させる財産の範囲や事業終了時の取扱い等の基本的な考え方を整理し示していく必要がある。

8 まとめ

今回、行政監査のテーマとして、「補助事業等により整備（取得）された施設、設備、備品の管理状況等について」を取り上げ、平成20～22年度に整備された施設等の利活用状況や事業効果などについて監査を行った。

補助事業等により整備された施設等は概ね適切に管理、利活用されていた。

しかしながら、補助金交付要綱の不備や交付条件が十分でないものが散見された。この背景には、補助事業者等が従来、交付条件として明示されていないものであっても県の指導に従ってきたことなどがあると思われるが、交付条件はきちんと補助事業者等に示すべきである。

また、施設等の利活用状況の把握や補助事業の効果の検証が十分でなく、そのために補助事業者等への支援、指導が十分になされていないものがあった。

施設等の整備に係る補助事業については、施設等の整備が完了し、補助金の額の確定が行われた時点で補助事業としては終了するが、継続的に事業効果を発現していくためには、その後の利活用状況などの適切な把握や事業効果の検証とともに、必要な支援、指導をしていくことが求められる。

この点については、平成20年度に「県単独補助事業のあり方について」をテーマとして行った行政監査でも、

- 事業効果の検証がなされていない。
- 補助事業の効果を高めるために補助事業者（市町）は、事業主体への指導が必要であるが、県も補助事業者に任せきりで指導が不十分である。

などの問題点を指摘し、補助事業が有効・適切に活用され所期の目的が達

成できるよう、厳格な審査や確認を行い、県単独補助事業の適正な遂行及び予算の執行に努めることを強く求めていたものである。

今回の指摘は、これらの指摘や意見を受けても依然として改善や是正がされていない状況にあるということであり、その背景には未だに補助事業の実施や補助金の交付に力点が置かれるといった従来の行政文化が根強く残っているものと言わざるを得ない。

補助事業等は貴重な財源をもとに実施されていることから、県民に対し説明責任が果たせるよう、有効性、経済性、効率性を確保していく必要があり、そのため、事業の内容を点検し、なお一層効果的に事業を実施されるよう求めるものである。

第6 個別監査結果

No. 1

補助事業名	佐賀県高度情報通信設備整備事業費補助金		
所属名	情報課	創設年度	平成20年度
事業目的	県内に網羅されているケーブルテレビ施設の設備の高度化に対して、その整備費用の一部を補助することにより、高度情報化の推進、産業基盤の充実を図る。		
補助事業者	ケーブルテレビ事業者		
主な補助対象施設等	データ放送システム、超高速インターネットシステム		
補助率	1 / 2 以内		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助事業者数		7	
事業費(円)		291,050,000	
補助金額(円)		145,525,000	

(監査指摘及び意見等)

○所管課に対するもの

1 実績報告書の内容確認は実地に確認されたい。

補助事業の実績報告書の内容確認が書類審査のみで、実地に確認されていないものがあつた。

「総務部長通知」では、実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とするとされており、実地に確認するよう努められたい。

2 財産管理台帳が整備されていなかった。

補助事業により整備された設備について、事業名、補助金額、処分制限期間などを記載した財産管理台帳が整備されていなかった。

3 事業効果が発現するよう補助事業者を指導されたい。

当該事業は、超高速ブロードバンドサービスの利用環境の整備を図ることを目的としており、この事業の効果もあり県内の超高速ブロードバンド利用可能世帯は、94.2%となり、平成22年度までに90%以上とする目標は達成されている。

しかしながら、補助事業者が交付の申請にあたり提出した将来の利用見込数（13,610世帯）に対する平成24年9月末現在の実績は1,796世帯で、13.2%と利用率は低く、事業効果が発現されているとは言えない状況にあり、利用者を増やしていくことが必要である。

利用状況を適宜把握するとともに、交付申請時に提出された利用見込数と比較して利用者が低調な補助事業者については、指導を行い、利用率の向上を図られたい。

4 財産の処分の制限の期間が定められていなかった。

佐賀県補助金等交付規則第22条に基づく財産の処分の制限の期間については、佐賀県高度情報通信設備整備事業費補助金交付要綱第8条第1項で補助金の交付の目的及び耐用年数を勘案して別に定める期間とされているが、その定めがなかった。

○補助事業者に対するもの

1 超高速ブロードバンドの利用率の向上に努められたい。

補助金の交付申請にあたり提出された超高速ブロードバンドの将来の利用見込数（350世帯）に対する平成24年9月末現在の実績は82世帯で、23.4%と利用率は低く、十分に利用されているとはいえない状況にある。

このため、引き続き、利用率の向上に努められたい。

（伊万里ケーブルテレビジョン（株））

2 超高速ブロードバンドの利用率の向上に努められたい。

補助金の交付申請にあたり提出された超高速ブロードバンドの将来の利用見込数（2,167世帯）に対する平成24年9月末現在の実績は155世帯で、7.2%と利用率は低く、十分に利用されているとはいえない状況にある。

このため、引き続き、利用率の向上に努められたい。

（（株）ケーブルワン）

補助事業名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業		
所属名	循環型社会推進課	創設年度	平成17年度
事業目的	循環型社会の実現に向けた廃棄物等の減量化・リサイクルの促進に寄与するリサイクル産業の育成を図るため、県内において工場等を新設若しくは増設し、新たな雇用を創出する者に対し補助を行う。		
補助事業者	県内において工場等を新設若しくは増設し、新たな雇用を創出する者で、知事の補助対象事業所の指定を受けた者。		
主な補助対象施設等	施設費、付属設備費、機械装置費、車両及び運搬器具購入費、工具器具、備品費		
補助率	投資額の1/2以内（ただし、10,000千円を限度とする。）		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助事業者数		2	3
事業費（円）		59,495,000	101,100,000
補助金額（円）		29,000,000	30,000,000

（監査指摘及び意見等）

○所管課に対するもの

1 事業効果を検証されたい。

当該事業では、佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき事業計画書（事業開始後4年間の収支計画書）を添付のうえ補助対象事業所指定申請書を提出させ、補助事業者を決定している。

しかしながら、実績報告書においては、施設整備の実績報告及び施設整備から実績報告書提出時点までの施設整備による実績（操業）確認のみで、事業効果の検証がなされていない。

補助事業による効果を把握するため、経年（3～5年間程度）で事業実施状況報告書を徴取するなどして、補助金交付申請書に添付された事業計画が計画通りに実施されているか確認し、その効果を検証されたい。

補助事業名	障害者職場実習設備等整備事業		
所属名	障害福祉課就労支援室	創設年度	平成19年度
事業目的	障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業者等から障害者の職場実習を受け入れる企業に、受入のために必要な設備整備等に要する費用を助成することにより、障害者の職場実習先の確保を促進する。		
補助事業者	企業等		
主な補助対象施設等	職場実習を円滑に実施するための備品購入費及び工事費等		
補助率	補助基準額 1企業あたり5,000千円 補助率 10/10		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助事業者数	10		
事業費(円)	54,685,050		
補助金額(円)	49,704,000		

(監査指摘及び意見等)

○所管課に対するもの

1 財産管理台帳が整備されていなかった。

補助事業により整備された設備について、事業名、補助金額、処分制限期間などを記載した財産管理台帳が整備されていなかった。

2 設備を利用しなくなったことについて県への報告が遅れたものがあった。

経営環境が悪化したため、補助事業者が職場実習を受け入れていた事業が休止され、その後工場建物等が売却された。このため、整備された設備を補助事業者が利用することはなくなったが、県への報告が遅れていた。

なお、当該設備は、県の承認を受け、障害者の職場実習受入を条件に譲渡されている。

3 事業効果の増進に努められたい。

平成20年度に導入した10企業のうち、平成23年度に補助金交付要綱に基づく職場実習を受け入れた企業は6企業となっていた。(残り4企業のうち、1企業は特別支援学校からの受入れ。)

また、設備の管理状況は把握されているが、職場実習での活用がなされていない企業に対する障害者の斡旋等の支援がなされていなかった。

所管課は、県に設置している就労支援コーディネーターの活用や、地域に設置する障害者就業・生活支援センター等の支援機関との連携を図り、職場実習を希望する障害者の把握とともに、職場実習受入れ企業への実習斡旋を行い、補助事業の効果を増進させる必要がある。

なお、設備の有効活用を図るため、教育委員会との連携による特別支援学校生徒の職場実習先としての活用も検討されたい。

No. 4

補助事業名	障害者自立支援基金特別対策事業（大規模生産設備整備事業）		
所属名	障害福祉課就労支援室	創設年度	平成21年度
事業目的	障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業者に、工賃の引き上げを図るために必要な大規模な生産設備の整備に要する費用を助成することにより、障害者の収入の増加の促進を図る。		
補助事業者	就労継続支援B型事業者		
主な補助対象施設等	石膏リサイクル事業設備、ビニールハウス等		
補助率	10/10（40,000千円以内）		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助事業者数		2	3
事業費（円）		68,554,853	75,856,163
補助金額（円）		66,000,000	73,297,000

（監査指摘及び意見等）

○所管課に対するもの

1 完了確認報告書が作成されていなかった。

補助事業の完了の確認について、所管課は実地で行っているとのことであるが、その報告書が作成されていない。確認の結果について、報告書を作成されたい。

2 財産管理台帳が整備されていなかった。

補助事業により整備された設備について、事業名、補助金額、処分制限期

間などを記載した財産管理台帳が整備されていなかった。

3 事業効果の検証と補助事業者への必要な指導を行われたい。

当該事業は、工賃の引上げを図るために必要な大規模な生産設備の整備に要する費用を助成するもので、整備後5年間の工賃の見積もりを含む事業計画について経営コンサルタント事業を活用し妥当と評価されたものを交付決定している。

所管課は、補助事業により整備した設備の工賃増への効果について十分に検証していなかった。このため、交付申請時の工賃の見積もりと大きく違ったり、また、一部に十分に活用されていない設備があるにもかかわらず、必要な指導を行っていなかった。

当該事業は5年間で工賃を引き上げていくものであり、設備の導入時点はもとより、中間期、終了時点まで支援をしていくことが、事業効果の発現には必要であることから、適宜事業効果の検証を行うとともに、継続的に経営コンサルタントを活用するなど補助事業者への必要な指導を行われたい。

○補助事業者に対するもの

1 事業効果の発現に努められたい。

補助事業の実施により事業所全体の工賃は上がっているものの補助金交付申請にあたり提出された工賃の見積もりとの比較において、十分に効果があったとはいえない状況にある。このため、引き続き、工賃の増加に努められたい。

(NPO法人すずらん)

2 事業効果の発現に努められたい。

補助事業でイチゴ栽培用のビニールハウスを整備したが、作業に従事する予定であった利用者が就職したことや販路の確保ができなかったことなどから、整備後2年間の売上額は約5,000円にとどまっている。ビニールハウスを活用した事業の効果発現に努められたい。

(合同会社トランス-ノア)

補助事業名	ICT医療連携推進設備整備事業（① 診療録地域連携システム整備事業、② 遠隔画像診断システム整備事業）		
所属名	医務課地域医療体制整備室	創設年度	平成21年度
事業目的	ICTを活用した医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図るため、医療機関が行う医療情報機器の整備に対し補助を行う。		
補助事業者	市町、医療機関		
主な補助対象施設等	① 診療録地域連携システム（ID-Link） ② 遠隔医療支援システム		
補助率	① 補助基準額 1か所あたり10,000千円 補助率 1/2 ② 補助基準額 1か所あたり10,000千円 補助率 定額		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助事業者数		3	
事業費（円）		34,373,500	
補助金額（円）		24,877,000	

（監査指摘及び意見等）

○所管課に対するもの

1 財産管理台帳が整備されていなかった。

補助事業により整備された設備について、事業名、補助金額、処分制限期間などを記載した財産管理台帳が整備されていなかった。

委託事業名	佐賀県女性医師等就労支援事業		
所属名	医務課地域医療体制整備室	創設年度	平成22年度
事業目的	女性医師等の出産・育児等と勤務との両立を可能とすることにより、女性医師等の離職防止・復職支援を図り、医療機関における医師を安定的に確保する。		
委託事業者	国立大学法人佐賀大学（医学部）		
主な委託対象施設等	コンテンツ作成マシン、ノートパソコン等		
委託料率	10 / 10		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
委託事業者数			1
事業費（円）			7,670,000
委託金額（円）			7,670,000

（監査指摘及び意見等）

○所管課に対するもの

1 備品の管理について適正でないものがあった。

本事業については、国立大学法人佐賀大学（医学部）に委託し事業を実施している。

平成22年度は、初年度であり受託者において備品を購入しているが、当該備品の所有権の帰属については、契約書等で特に定めはなく、受託者の資産として管理されている。

委託事業により取得した備品については、平成23年度になってから、委託契約日（平成22年10月18日）に遡り備品使用契約書が締結され、備品の使用条件等が定められている。

所管課においては、事業委託契約書を結ぶ際に備品の所有権の帰属を明確にし、備品の使用・処分条件等を示すべきであった。

2 委託事業の数値目標の設定について検討を要するものがあった。

離職中の女性医師の実態把握については、医師のネットワークに頼るところが大きく、所管課においても、離職中の女性医師が県内にどれだけいるのかの把握が困難な状況である。このような状況の中で、平成23年度までに本事業により3人が復職したが、3人という数をどう評価するのか難しいと

ころである。

所管課においては、数値目標の設定について検討し、より多くの女性医師の職場復帰に向け努力されたい。

No. 7

委託事業名	先導的研究開発支援事業		
所属名	新エネルギー課	創設年度	平成19年度
事業目的	新エネルギー技術の発展及び佐賀県内への新エネルギー関連産業集積を図るため、県内にある研究施設や県内企業の特徴的な技術が活かせる新エネルギー分野の先導的・基礎的な研究開発テーマを広く募集し、選定した研究テーマに係る研究開発を提案者に委託して実施する。		
委託事業者	企業、研究機関等		
主な委託対象研究施設等	再生可能エネルギーからの燃料製造、電極素材や水素吸蔵素材（水素貯蔵や輸送に関する技術）、熱エネルギー利活用技術、県内技術を活かしたその他の技術（セラミックス等）に係る研究施設等		
委託料率	10,000千円以内（新規採択）、20,000千円以内（継続採択） ※平成20年度予算		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
委託事業者数	1		
事業費（円）	8,109,990		
委託金額（円）	8,109,990		

（監査指摘及び意見等）

委託事業で整備された施設等については、適切に管理され、事業目的に沿って有効に利活用されていた。

補助事業名	新たな米政策対策事業（① 担い手育成条件整備事業、② 特色ある米・麦・大豆づくり条件整備事業、③ 米・麦・大豆品質向上等条件整備事業）		
所属名	農産課	創設年度	平成16年度
事業目的	<p>新たな米政策に対処し、新しい“さが水田農業”を構築するため、</p> <p>① 低コストで効率的な経営が可能となる個別大規模農家や集落型経営体の営農確立に必要な機械・施設の整備に対し助成を行う。</p> <p>② 稲わら、麦わら及び堆肥等の有機物の活用等により、農薬や化学肥料を大幅に減らした栽培の導入及び極低タンパク米等地域ブランド米の生産拡大に必要な機械施設の整備に対し助成を行う。</p> <p>③ 米・麦・大豆の品質向上、消費者・実需者ニーズに即した出荷形態への対応及び共同乾燥調製施設での省力化等に必要な機械施設の整備に対し助成を行う。</p>		
補助事業者	市町		
間接補助事業者	<p>① 個別大規模農家（農業法人を含む）、集落型経営体（集落型経営体への移行を目指す集落営農組織を含む）、農業協同組合（無人ヘリコプター及び普通型コンバインに限る）</p> <p>② 3戸以上の農業者で有機栽培等や地域ブランド米の生産に取り組む営農集団</p> <p>③ 農業協同組合、共同乾燥調製施設利用組合</p>		
主な補助対象施設等	<p>① 収穫作業機（コンバイン）、トラクター、畦塗り機、ロングマット田植機、格納庫等</p> <p>② 収穫作業機（コンバイン）、トラクター、畦塗り機、ミニ共同乾燥調製施設等</p> <p>③ 低温化設備、自動はい付け装置、自動計量包装装置等</p>		

補助率	① 間接補助事業費の1/2以内又は1/3以内 ② 間接補助事業費の1/3以内 ③ 間接補助事業費の1/3以内		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助事業者数	14	1	
間接補助事業者数	60	1	
事業費(円)	307,112,061	17,640,000	
補助金額(円)	129,770,000	5,600,000	

(監査指摘及び意見等)

○所管課に対するもの

1 事業承認時の審査が不十分だった。

格納庫の整備に当たり作業体制等の打合せを行うためのオペレーター室を併せて整備する計画となっていたが、添付されている図面には補助金の交付対象とならない会議室と記載されており、事業承認時に十分な審査がなされていなかった。

2 事業実施状況報告書の審査が不十分だった。

事業実施状況報告書において、機械等の利用率(利用実績面積/利用計画面積)が極端に高いものや作付面積が目標を大幅に下回っているものがあったが、十分な審査が行われなかったため、誤った内容のまま受理していた。

(誤) (正)

機械等の利用率	295.8%	→	106.7%
	248.0%	→	83.0%
作付面積	9.5ha	→	22.84ha

3 補助の採択要件で示した条件を満たしていない団体への指導が不十分だった。

担い手育成条件整備事業においては、補助事業の採択要件が定められ、事業実施後3年以内に主要3作業の共同化、生産から販売及び収益配分に至る一元的な経理を行うこととされているが、事業実施後3年経過後(監査時点)もこの採択要件で示した条件を満たしていない間接補助事業者があった。

上記団体については、改善計画書の提出が必要であるが、それ以前に補助

事業者（多久市）及び県（農林事務所、普及センター）が連携して、採択要件で示した条件を満たすように強力な指導が必要である。

また、事業計画書提出時点で、県は補助事業の採択要件で示した条件を満たす見込みがあるとして、事業採択していたが、補助事業者及び県の指導が不十分で、採択要件で示した条件の実現性を欠くものとなっていた。

補助金交付申請時点で、採択要件で示した条件を満たしていないものについては、交付決定に際して、補助事業者及び間接補助事業者から採択要件で示した条件を遵守すること、採択要件で示した条件を満たすことができない場合の補助金返還についての誓約書を提出させるなどして適正な事業執行に努めるべきであった。

4 間接補助事業者に対する財産の処分の制限が不十分だった。

間接補助事業者に財産の処分の制限を課す場合は、補助事業者が間接補助事業者へ交付決定する際の交付条件としてその旨付することを義務付ける必要があるが、補助事業者に義務付けた内容に処分制限の対象となる財産が定められておらず、不十分なものであった。

○補助事業者に対するもの

1 補助の採択要件で示した条件を満たしていない団体への指導が不十分だった。

担い手育成条件整備事業においては、補助事業の採択要件が定められ、事業実施後3年以内に主要3作業の共同化、生産から販売及び収益配分に至る一元的な経理を行うこととされているが、事業実施後3年経過後（監査時点）もこの採択要件で示した条件を満たしていない間接補助事業者があった。

上記団体については、改善計画書の提出が必要であるが、それ以前に補助事業者（多久市）及び県（農林事務所、普及センター）が連携して、採択要件で示した条件を満たすように強力な指導が必要である。

（多久市）

2 事業実施状況報告書の審査が不十分だった。

事業実施状況報告書において、機械等の利用率（利用実績面積／利用計画面積）が極端に高いものや作付面積が目標を大幅に下回っているものがあったが、十分な審査が行われなかったため、誤った内容のまま受理していた。

	(誤)		(正)
機械等の利用率	295.8%	→	106.7%
	248.0%	→	83.0%
作付面積	9.5ha	→	22.84ha

(伊万里市)

3 補助金交付要綱の整備が不十分だった。

補助金交付要綱に財産の処分制限の規定が整備されていなかった。

また、県の補助金交付要綱をそのまま使用しているため、補助率にも誤りがあった。

(神崎市)

4 事業承認時の審査が不十分だった。

格納庫の整備に当たり作業体制等の打合せを行うためのオペレーター室を併せて整備する計画となっていたが、添付されている図面には補助金の交付対象とならない会議室と記載されており、事業承認時に十分な審査がなされていないなかった。

(有田町)

○間接補助事業者に対するもの

1 補助事業の採択要件で示した条件を厳守されたい。

担い手育成条件整備事業においては、補助事業の採択要件が定められ、事業実施後3年以内に主要3作業の共同化、生産から販売及び収益配分に至る一元的な経理を行うこととされているが、事業実施後3年経過後(監査時点)もこの採択要件で示した条件を満たしていなかった。

早急に市等の指導を受け、採択要件で示した条件を厳守されたい。

(西多久地区集落営農組合)

補助事業名	魅力あるさが園芸農業確立対策事業（① 人と環境にやさしい園芸農業拡大対策事業、② プロ園芸農業者育成対策事業）		
所属名	園芸課	創設年度	平成16年度
事業目的	<p>① 消費者が求める、より安全・安心な園芸作物の生産と環境にやさしい農業の推進に向け、有機栽培、特別栽培、エコ農業等の取組み拡大を図り、消費者にとっても、また、生産者にとっても、魅力ある園芸農業を確立するため、必要な機械・施設等の整備に対し補助を行う。</p> <p>② 競争力のある収益性の高い園芸農業の確立に向け、本県園芸農業を担うプロ農業者を育成し、高品質化・低コスト化・規模拡大・省力化等の取組みを拡大することにより、消費者にとっても、また、生産者にとっても、魅力ある園芸農業を確立するため、必要な機械・施設等の整備に対し補助を行う。</p>		
補助事業者	市町		
間接補助事業者	<p>① 2戸以上の有機栽培、特別栽培、エコ農業に取り組む（取り組もうとする者含む）農業者で構成される営農集団等</p> <p>② 2戸以上の認定農業者（目指す者含む）で構成される営農集団等</p>		
主な補助対象施設等	施設園芸栽培施設、育苗施設、堆肥製造施設、土づくり用機械、省力化栽培施設・装置等		
補助率	間接補助事業費の1/2以内又は1/3以内。なお、農業者1人当たり補助金の上限は15,000千円とする。		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助事業者数	18		
間接補助事業者数	207		
事業費（円）	1,467,478,098		
補助金額（円）	565,127,000		

(監査指摘及び意見等)

○所管課に対するもの

1 事業実施状況報告書の審査が不十分だった。

補助金交付申請の際に、エコファーマーの認定を予定で提出した者について、事業実施状況報告書でも認定予定で提出されているにもかかわらず、認定状況を確認していなかった。事業実施状況報告書の審査が不十分であった。

2 事業効果の検証と補助事業者への指導を徹底されたい。

県は、事業実施年度から3年間、間接補助事業者から補助事業者を通じて、事業申請時に目標として掲げた作付面積、収量や販売金額などの実績を事業実施状況報告書により徴取している。中には、目標を大きく下回るものもあるが、目標を達成できなかった理由や事業の効果について十分な分析がされていなかった。

県は、適切な目標となっていたかなど目標設定のあり方を含めて事業効果を検証し、補助事業者への指導を徹底されたい。

○補助事業者に対するもの

1 事業実施状況報告書の審査が不十分だった。

補助金交付申請の際に、エコファーマーの認定を予定で提出した者について、事業実施状況報告書でも認定予定で提出されているにもかかわらず、認定状況を確認していなかった。事業実施状況報告書の審査が不十分であった。

(嬉野市)

2 県が義務付けた補助金交付の条件で付されていないものがあった。

財産管理台帳の作成等について、県が間接補助事業者への補助金交付の条件とするようにしていたにもかかわらず、補助金交付の条件として付されていないなかった。

(玄海町)

補助事業名	さが畜産自給力強化対策事業（① 肥育素牛生産拡大対策事業、② 自給飼料増産対策事業）		
所属名	畜産課	創設年度	平成16年度
事業目的	消費者が求める高品質で、安全・安心な畜産物の生産拡大により、佐賀県産畜産物の銘柄を確立するため、肥育素牛や飼料の自給力強化に必要な施設・機械等の整備に対し助成を行う。		
補助事業者	市町		
間接補助事業者	① 肥育素牛の生産拡大に取り組む農業者（認定農業者又は目標年度までに認定農業者になることが見込まれる者）と耕種農家が組織する団体等 ② 2戸以上の農業者が組織する団体等		
主な補助対象施設等	① 肥育素牛生産拡大施設・機械、ふん尿処理施設・機械等 ② 自給飼料の栽培、収穫及び調製用機械		
補助率	① 間接補助事業費の1/3以内 ただし、平成21年度及び平成22年度においては、1事業主体当たり補助限度額は、1頭当たり154,600円に増頭頭数を乗じた額とする。 ② 間接補助事業費の1/3以内 ただし、1事業主体当たり1,500千円を補助限度とする。		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助事業者数	7	6	6
間接補助事業者数	15	8	8
事業費（円）	114,067,441	44,249,884	78,034,064
補助金額（円）	29,534,000	12,843,000	23,276,000

（監査指摘及び意見等）

補助事業で整備（取得）された施設等については、適切に管理され、事業目的に沿って有効に利活用されていた。

補助事業名	漁業経営構造改善事業		
所属名	水産課	創設年度	平成14年度
事業目的	効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、水産物の安定的な供給を図るため、課題に即して、沿岸漁業を中心とした漁業において、持続的な生産体制を構築するのに必要な漁業生産基盤として共同施設等の整備を推進する。		
補助事業者	市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合		
間接補助事業者	漁業協同組合		
主な補助対象施設等	水産物加工処理施設、水産鮮度保持施設等		
補助率	水産物加工処理施設：58/100 (H20は48/100)以内 水産鮮度保持施設等：65/100以内		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助事業者数	4	3	1
間接補助事業者数	3	2	1
事業費(円)	1,905,841,000	1,719,640,000	730,680,000
補助金額(円)	928,379,000	929,140,000	406,500,000

(監査指摘及び意見等)

○所管課に対するもの

1 事業効果の検証と補助事業者への指導を徹底されたい。

県は、事業実施年度から3年間の実績を施設等管理運営状況により徴取している。しかしながら、施設等管理運営状況は、施設運営の収支が中心となっており、製氷貯氷施設計画時に事業効果として掲げられた製氷購入費用、労働経費、燃油コストの削減については、計画と実績に関して具体的に数値で記入するよう求めている注意書きに反して、一括して抽象的な表現となっている。これらの経費について事業計画時には製氷購入単価や購入量、関係漁業者数、利用回数等の細かいデータにより算定されており、施設等管理運営状況には、具体的に記載させ事業効果を検証すべきであった。

事業効果について、再度検証されたい。

2 財産管理台帳の整備を徹底するとともに活用されたい。

補助金交付要綱等で補助事業者に財産管理台帳の整備を義務付けているが、整備をしていない補助事業者があった。台帳の整備を徹底するとともに、それを共有し、活用することにより、財産管理を徹底されたい。

○補助事業者に対するもの

1 事業効果の検証が不十分だった。

事業実施年度から3年間、施設等管理運営状況を県に報告されているが、製氷貯氷施設計画時に事業効果として掲げられた製氷購入費用、労働経費、燃油コストの削減については、計画と実績に関して具体的に数値で記入するよう求めている注意書きに反して、一括して抽象的な表現となっている。

これらの経費について事業計画時には製氷購入単価や購入量、関係漁業者数、利用回数等の細かいデータにより算定されており、施設等管理運営状況には、具体的に記載し事業効果を検証すべきであった。

なお、補助事業の目標の一つである製氷購入単価の引下げについては、事業計画を下回っており、組合員についても補助事業の効果が発現されるようその方法について検討されたい。

(佐賀玄海漁業協同組合)

○補助事業者及び間接補助事業者に対するもの

1 財産管理台帳が整備されていなかった。

補助金交付要綱で整備が義務付けられている財産管理台帳が整備されていなかった。

(佐賀県有明海漁業協同組合)

補助事業名	沿岸漁業振興特別対策事業（漁業近代化小規模施設整備事業）		
所属名	水産課	創設年度	昭和53年度
事業目的	漁業・漁村を取り巻く環境の変化に対応し、沿岸漁業を活性化するためには、生産基盤の整備や漁業近代化施設の整備、漁村の環境条件の改善のために必要な施設の整備に係る国の補助事業とならない小規模事業に対し補助を行う。		
補助事業者	市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合		
間接補助事業者	漁業協同組合		
主な補助対象施設等	荷揚げ施設、漁船上架施設、海苔漁場区画標識、海苔検査場設備整備等		
補助率	1 / 3 以内		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助事業者数	3	2	4
間接補助事業者数	6	3	5
事業費（円）	27,746,190	12,257,200	40,455,481
補助金額（円）	8,061,000	4,085,000	11,465,000

（監査指摘及び意見等）

○所管課に対するもの

1 補助金交付要綱等に必要な事項が規定されていないものがあった。

県は、間接補助事業者から補助事業者を通じて施設等管理運営状況を事業完了後5年間徴取しているが、補助金交付要綱等に提出根拠を規定しないまま徴取していた。

補助事業名	間伐等森林整備促進対策事業		
所属名	林業課	創設年度	平成13年度
事業目的	効率的な間伐の実施のために基盤整備を行い、森林資源の質的充実と公益的機能を高度に発揮させるため、必要な高性能林業機械の導入に対し補助を行う。		
補助事業者	市町		
間接補助事業者	森林組合、生産森林組合等		
主な補助対象施設等	高性能林業機械（プロセッサ、フォワーダ等）		
補助率	間接補助事業費の1.5 / 10以内		
事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助事業者数	3	3	1
間接補助事業者数	4	4	1
事業費（円）	56,374,500	42,315,000	8,090,250
補助金額（円）	8,022,000	3,699,000	1,155,750

（監査指摘及び意見等）

○所管課に対するもの

1 事業効果の把握がされていなかった。

事業の効果について、補助事業者は、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で国へ提出する事後評価報告により把握していたが、県は把握していなかった。

2 補助金交付要綱に必要な事項が規定されていないものがあった。

補助金交付要綱に間接補助事業の場合における財産の処分の制限に関する規定が整備されていなかった。

○補助事業者に対するもの

1 県が義務付けた補助金交付の条件で付されていないものがあった。

財産の処分の制限及び財産管理台帳の整備について、県が間接補助事業者への補助金交付の条件とするようにしていたにもかかわらず、補助金交付の条件として付されていなかった。

（多久市）

○佐賀県補助金等交付規則（抄）

（昭和53年佐賀県規則第13号）

（補助金等の交付の条件）

第5条

- 2 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することがある。

（決定の通知）

- 第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助金等の額の確定等）

- 第13条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

（補助金等の交付の決定の取消し）

- 第16条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの

(3) その他補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

○佐賀県補助金等交付規則の施行について（通知）（抄）
（昭和53年4月1日付け財第374号総務部長通知）

5 補助金等の交付の条件（第5条関係）

・・・個々の補助金等に対する条件については、要綱等で具体的に定めるとともに、交付決定通知書に記載して補助事業者等に通知するものであること。

1 2 実績報告（第12条関係）

(1)・・・

この実績報告書においては、補助事業等の成果が把握できるよう、できる限り具体的数値などを盛り込むこと。

ただし、補助事業の効果の発現が、補助事業終了後一定期間を要するものなど実績報告書提出までに事業効果を適確に把握することが困難な場合は、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握すること。

この実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とし、その際、把握したことについて、次年度以降の予算に反映させること。

2 2 財産処分の制限（第22条関係）

(1) 補助事業等により取得した財産は、補助金等が「物」に形を変えたものであり、補助事業者等の所有に属するものであるとはいえ、多分に公益的性格をもつものであるので、その処分については、一定の制限を加え、交付の目的にそって財産が使用されることを確保するため、規定したものであること。

(2) 制限の内容は、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合で、これらの場合は知事の承認を必要とすること。

(3) 処分を制限される財産は、不動産及びその従物のほか、機械及び重要な器具等、知事が必要と認めて指定したものであるが、これらの処分制限期間については、個々の要綱等で定めることとなること。この場合、国の間接補助金等によるものは、国の処分制限期間と同一期間とすることとし、その他の機械及び重要な器具等については「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」を参考として定めること。